

鳥取市観光ウェルカム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市観光ウェルカム事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、物価高騰の影響を受けている観光事業者等（別表第1に定めるものをいう。以下同じ。）が、インバウンドをはじめとした観光需要の創出や、受入環境の上質化に前向きに取り組む事業を支援することで、本市の観光振興を図ることを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本市で実施される別表第2の第1欄に掲げる事業とする。

2 国、県その他の団体から本補助金の補助対象経費を対象とした補助金の交付を受けて行う事業は対象外とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に掲げる観光事業者等であって、かつ、次に掲げる市税等を滞納していないものとする。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助事業の実施に要する経費のうち別表第2の第2欄に掲げる補助対象経費（補助対象者自身から調達したものに係る経費は含まない。）の総額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に同表の第3欄に掲げる補助率を乗じた額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表の第4欄に掲げる額を限度とし、1者に対して、1年度につき1回に限り交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（概算払）

第9条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払により交付することができる。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第12条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことによ

り収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に補助金の交付を受けた者に係る第10条第4項及び第12条の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第2条、第4条関係）

観光事業者等	要件
観光施設	観光客の受け入れを行うことができる施設（遊園地、テーマパーク等の娯楽施設を除く。）又は当該施設の運営事業者のうち、鳥取市観光コンベンション協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた者
観光宿泊施設	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく許可を受けている施設又は当該施設の運営事業者のうち、鳥取市観光コンベンション協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた者
観光飲食事業者	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条第1項に規定する食品等事業者又は統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において飲食店と分類される産業を主として営む者のうち、次の各号のすべてを満たす店舗を営む者で、かつ、鳥取市観光コンベンション協会の会員である者 (1) 地産地消の推進に資すると認められる営業店舗 (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定の適用を受けない営業店舗
商工会議所	商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された法人組織
商工会	商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき経済産業大臣の認可を受けて設立された特別認可法人のうち、鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた者
鳥取市観光コンベンション協会又は観光協会	鳥取市観光コンベンション協会又は当該協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた者（規約を有し、年に1回以上総会を開催し、地域の公益的な観光事業を推進する団体に限る。）
商業者	主に土産物等を販売する事業者のうち、鳥取市観光コンベンション協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた者
旅行事業者	旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行業又は旅行業者代理業を営む事業者のうち、鳥取市観光コンベンション協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた者
伝統芸能・工芸普及事業者	鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた個人又は団体であつて、地場の伝統的な芸能・工芸を広くPRし、本市への観光客誘客を図る個人又は団体
商店街振興組合	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき組織された団体のうち、鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた者
商店街振興組合連合会	商店街振興組合の連合組織のうち、鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた者
事業協同組合	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき組織された団体のうち、次の各号のすべてを満たし、鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた者 (1) 振興対象の商店街等が組合員であること。 (2) 組合人員は、商店街等及びその構成員が1/2であること。
任意の商店会等	会員に鳥取市観光コンベンション協会員を含む任意の商店会、協会、実行委員会及び協議会又は市長が特に認めた者のうち、当該協会の推薦を受けた者
まちづくり会社	次の各号のいずれかを満たし、かつ、鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた株式会社 (1) 鳥取市及び振興対象の商店街等が出資する者であること。 (2) 振興対象の商店街等が出資するものであり、かつ、商店街等及びその構成員からの出資総額が資本金の1/2以上であること。
NPO	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人で、商店街等との相互協力により、まちづくりに関与できる団体のうち、鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた者
旅客自動車運送事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に基づく事業者のうち、同法第4条の許可を受け、鳥取市観光コンベンション協会の会員であり、かつ、当該協会の推薦を受けた者
金融機関	銀行法（昭和56年法律第59号）、信用金庫法（昭和26年法律第238号）又は労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づき設置された法人のうち、鳥取市内に本店又は支店等を有し、鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受け、かつ、市長が認めるもの
青年会議所	公益社団法人日本青年会議所に所属し、かつ鳥取市内に主たる事務所を置く法人組織で鳥取市観光コンベンション協会の推薦を受けた者
観光地域づくり法人（DMO）	観光庁の登録を受けたDMOで、鳥取市内に主たる事務所を置く法人
鳥取しゃんしゃん祭振興会	鳥取しゃんしゃん祭振興会

別表第2（第3条、第5条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助限度額	5 摘要
<p>物価高騰の影響を受けている観光事業者等が、インバウンドをはじめとした観光需要の創出や、受入環境の上質化に取り組む事業のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 本市への観光誘客につながる県外・海外・WEB上でのプロモーション事業や誘客キャンペーンの開催(割引原資は対象外)</p> <p>(2) 旅行・体験商品のWEB販路拡大に係る事業</p> <p>(3) エリア内景観形成事業</p> <p>(4) 新たな観光コンテンツ・土産物の開発事業</p> <p>(5) 翻訳等多言語対応に係る事業</p> <p>(6) キャッシュレス、予約受付システム等各種デジタル化につながる事業</p> <p>(7) 受入環境の上質化につながる施設改修等</p> <p>(8) その他観光需要の創出や受入環境の上質化が見込まれる事業</p>	<p>報償金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び借上料、工事請負費、原材料費、備品購入費</p>	<p>4 / 5</p>	<p>400千円</p>	<p>第1欄(1)の補助事業については2事業者以上の複合体で取り組むものを対象とする。</p> <p>第1欄(3)の補助事業については3事業者以上の複合体で取り組むものを対象とする。</p>

様式第2号(第6条、第10条関係)

鳥取市観光ウェルカム事業収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
(フリガナ)
氏 名 ⑩
(自署の場合は押印不要)

市 税 等 納 付 状 況 確 認 同 意 書

私は、鳥取市観光ウェルカム事業補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により、額の確定を受けた鳥取市観光
ウェルカム事業補助金について、鳥取市観光ウェルカム事業補助金交付要綱第9
条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金 円
 - (2) 補助対象経費の額 金 円

- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

- 4 補助金返還相当額
金 円

(別紙として積算の内訳を添付すること)